

地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業奨学金返還補助金に関するQ & A

山口県薬務課

1 対象者（薬学生）向け

- (1) 申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 認定後・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 就業後・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

2 対象施設（病院・薬局）向け

- (1) 対象施設の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 出捐（薬局のみ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 就業後・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

<用語>

Q&A 中の以下の用語は、次のとおり略称を用いています。その他の用語については、要綱及び要領で使用する用語のとおりです。

用語	略称
地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業奨学金返還補助金交付要綱	要綱
地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業奨学金返還補助金交付要領	要領

1 対象者（薬学生）向け

(1) 申請

Q1-01 申請等に必要な書類を入手するにはどうすればいいですか？

○ 次のいずれかで入手可能です。

① 県薬務課HPからダウンロードできます。

URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/206001.html>

② ダウンロードが難しい場合、次の番号に電話をいただきましたら、必要な書類等をお送りします。

・ 山口県健康福祉部薬務課薬事班（083-933-3020）

Q1-02 補助対象は、薬学生のみですか。既卒者や博士課程は対象とならないのでしょうか。

○ 既卒者を募集する場合にあっては、35歳未満の薬剤師のうち、対象者募集の前年度から認定申請時点までに県内で薬剤師として就業していない方は対象となります。

Q1-03 県内企業で働いている既卒の薬剤師ですが、「県内で薬剤師として就業していない者」とは、どの範囲まで指すのでしょうか。

- 県内の以下の事業所で就業していない方を指します。
- ・ 薬局
 - ・ 医療施設（病院、診療所）
 - ・ 介護保険施設（介護老人保健施設、介護医療院）
 - ・ 医薬品関係企業（医薬品製造販売業・製造業、医薬品販売業）
 - ・ 衛生行政機関又は保健衛生施設

Q1-04 既卒の薬剤師ですが、募集は毎年度必ずあるのでしょうか。

- 各年度毎の募集人数に対し、一次募集（薬学部5年生）の応募数が募集枠に満たなかった場合に、二次募集（薬学部6年生）を行い、二次募集の応募数が募集枠に満たなかった場合に三次募集（既卒者）を行うこととしています。
- そのため、薬学部6年生、既卒者については、必ずしも募集があるとは限りませんので、県薬務課のホームページ (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/206001.html>) を確認してください。

Q1-05 山口県出身者以外でも対象になりますか？

- 対象となります。

Q1-06 いずれの大学の薬学部の学生でも対象になりますか？

- 県内及び県外大学の薬学部の5年生及び6年生が対象となります。
- 募集対象となる学年は、募集時期が異なりますのでご注意ください。

Q1-07 既に対象施設から内定をもらっている場合、申請可能ですか？

- 既に内定をもらっている場合も、申請可能です。

Q1-08 県外に在住しながら県内の対象施設に勤務する場合、補助対象になりますか？

- 県外にお住まいの場合でも、補助の対象となります。

Q 1-09 日本学生支援機構第二種奨学金は対象になりますか？

- 利息も含めて対象になりますが、延滞金は含まれません。

Q 1-10 対象となる「奨学金」はどのようなものですか？

- 対象となる「奨学金」は、薬学部5年生及び6年生において貸与を受けている次の奨学金となります。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
 - イ 公益財団法人山口県ひとつづくり財団の奨学金
 - ウ その他知事が別に定める奨学金
(県内市町が設ける奨学金制度、薬学部設置大学が設ける奨学金制度)
- 保護者等が借り受けて返済する「教育ローン」は対象になりません。
- 該当するか不明な場合はお気軽に電話等で問い合わせてください。

Q 1-11 「対象施設」とはどこですか。

- 対象施設リストは、県ホームページで確認できます。
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/206001.html>)
- 就職を希望される施設が「対象施設」に該当するか不明な場合は、お電話等でお問い合わせください。(山口県健康福祉部薬務課薬事班：電話 083-933-3020)

Q 1-12 病院と薬局のどちらに就業するか迷っています。どちらの制度にも申請することはできますか？

- 申請する場合、要綱第4条第1項に掲げる病院又は同条第2項に掲げる薬局のいずれか一方の種別の申請としてください。

Q 1-13 申請書等に押印は必要ですか？

- 押印は不要です。

Q 1-14 申請者数が募集人数を超えた場合、審査の上、抽選を実施するとありますが、抽選になった場合、抽選結果はどこでわかりますか？

- 抽選結果については、抽選後に申請者に対して通知します。
- なお、認定を受けた方が認定期間中に認定の取り消し等の措置を受けた場合は、次点の方が繰り上がり、認定を受けることとなります。

Q 1-15 抽選の結果、5年生の時に落選してしまいました。6年生のときに再度申込できますか？

- 6年生については、毎年募集するかわかりませんが、募集があった場合、申込することはできます。

Q 1-16 現在、県外の薬局に勤務しており、会社内の転勤により、県内の薬局で勤務するのですが、対象となりますか。

- 社内異動の場合は対象外です。

(2) 認定後

Q 2-01 対象者の認定を受けた後、大学の停学処分を受けたときや退学したときはどうなりますか。

- 要綱第15条に基づき、速やかに届出(様式第5号)をお願いします。
- 届出後、認定を取り消します。

Q 2-02 対象者の認定を受けた後、留年や休学した場合はどうなりますか。

- 要綱第15条に基づき、速やかに届出(様式第5号)をお願いします。
- 対象者の認定期間は、対象施設に薬剤師として正規雇用により就職した日、又は卒業予定年度の翌々年度の6月末までですので、1年間の留年(休学)であれば、認定を取り消されることはありません。
(例) 令和5年度に6年生で令和6年3月卒業予定の場合、認定期間は、最長で令和7年6月末までとなるため、1年間留年して令和7年3月に卒業した場合でも、認定期間内に薬剤師として就職できます。
- ただし、卒業が延びた場合でも認定期間は変わりませんので、1年間を超える期間留年(休学)した場合や1年間留年した上に薬剤師国家試験に不合格となった場合、認定期間内に薬剤師として就職できなくなるため、認定を取り消すことになります。

Q 2-03 対象者の認定を受けた後、就職ではなく大学院に進学した場合はどうなりますか。

- 要綱第15条に基づき、速やかに辞退する旨の届出(様式第5号)をお願いします。
- その後、認定を取り消します。

Q 2-04 卒業年度に薬剤師国家試験に不合格となった場合は、認定取り消しとなりますか？

- 対象者の認定期間は、対象施設に薬剤師として正規雇用により就職した日、又は卒業予定年度の翌々年度の6月末までですので、それまでの間は認定期間を取り消すことはあ

りません。なお、薬剤師国家試験の合否結果が判明次第、様式第5号により、速やかに県に報告してください。

(例) 令和5年度に6年生で令和6年3月卒業予定の場合、認定期間は、最長で令和7年6月末までとなるため、令和6年の国家試験に不合格となり、翌令和7年に合格した場合でも、認定期間内に薬剤師として就職できます。

- ただし、認定期間は変わりませんので、認定期間中に薬剤師免許を取得することはできなかった場合、認定を取り消すこととなります（認定期間の延長はありません）。

Q2-05 卒業年度に薬剤師国家試験に不合格となったが、対象施設に就業しました。次年度、合格した場合、交付申請できますか？

- 対象者の認定期間は、対象施設に薬剤師として正規雇用により就職した日、又は卒業予定年度の翌々年度の6月末までですので申請できます。

Q2-06 対象者として認定された場合、必ず対象の病院・薬局に就職しなければなりませんか？

- 就職活動に制限はなく、また、必ず対象施設に就職しなければならないものではありません。
- ただし、対象施設以外に就職した場合、奨学金の返還助成を受けることはできません。
- なお、就職先を対象施設以外とされることを決めた場合は、速やかに要綱第15条に基づき、辞退する旨の届出をお願いします。

Q2-07 要綱第14条の就職活動状況報告書はいつ提出したらよいのですか？

- 対象施設に就職する日の属する年度までの就職活動等の状況を、毎年4月20日までに、提出をお願いします。
- (例) 令和5年度に薬学部5年生の方が、令和7年3月卒業予定として認定を受け、令和7年度に就職した場合は、就職活動状況報告は、それぞれ令和6年4月20日及び令和7年4月20日までに提出が必要です。

(3) 就業後

Q3-01 対象病院での雇用形態はパートや嘱託職員でも対象になりますか？

- 対象になりません。正規職員のみが対象となります。ただし、特殊な雇用形態の場合は、個別に御相談ください。

Q3-02 山口県が実施する他の奨学金返還補助と併せて受けることができますか？

- 本県が実施する他の奨学金返還補助と併せて受けることができません。

Q 3-0 3 他の地方公共団体や企業等の奨学金返還補助と併せて受けることができますか？

- 他の地方公共団体や企業等の奨学金返還補助と併せて受けることができます。
- ただし、他の地方公共団体や企業等の奨学金返還補助を受ける場合は、薬学部5年生及び6年生のときに受けていた額のうち、補助金が重複している部分を減額します。
※ 他の地方公共団体や企業等の規定で県の補助金との併用を不可としていることがありますので、御利用を検討されている団体の補助制度を確認してください。

Q 3-0 4 就業した年の10月から奨学金の返還が始まります。この場合、交付対象期間はどのようになるのでしょうか？

- 10月が始期となります。

Q 3-0 5 奨学金を繰上償還した場合、補助金の交付を受けることはできますか？

- 奨学金を繰上償還した場合、年度限度額を上限に補助します。
- 交付申請書において、奨学金返還額に繰上償還予定額の記載を加えて記載してください。

Q 3-0 6 就職した施設で就業しながら、他の施設でも就業することはできますか？

- 原則、就職した施設での就業となりますが、以下の場合、兼務や出向が認められます。
ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第2項に基づく学校薬剤師の業務
イ 薬剤師会が開設する休日夜間対応薬局に係る業務
ウ 市町が開設する休日診療所に係る業務
エ 病院への出向等、特に知事が必要と認めた業務

Q 3-0 7 奨学金の返還を滞納した場合、補助金の交付を受けることはできますか？

- 正当な理由なく滞納した場合は、その時点で補助を打ち切ります。
滞納する場合は、速やかに県に報告してください。

Q 3-0 8 交付申請書の添付書類の「県税に滞納がないことの証明」とは、どういったものですか？

- 県税と市町税（個人住民税）の納税証明書となります。
各1枚取り寄せていただき、合計2枚ご提出ください。
- 県税事務所では県税全税目（個人住民税を除く）、市町の税務所管課では個人住民税につ

いて、それぞれ「滞納がないこと」の証明を受けてください。

- ただし、申請1年目については、課税対象となる所得が明らかでない場合は添付不要です。

Q3-09 納税証明書は、どこで手に入りますか？

- 以下の2つの書類が両方必要です。

■ 県税の納税証明書は、各県税事務所で入手できます。

発行手数料は証明書1枚につき、400円です。

県税の納税証明の請求（証明）内容は、次のとおりです。

- ・ 証明税目 : 県税全税目（個人住民税を除く）
- ・ 証明対象年度 : 最新の年度
- ・ 証明事項 : 滞納がないことの証明
- ・ 滞納があった場合の証明方法 : 証明書を交付しない
- ・ 課税がない場合の証明方法 : 「滞納がない」旨を記載して証明書を交付

■ 市町税（個人住民税）の納税証明書（滞納がないことの証明等）は、各市町の税務所管課で入手できます。

発行手数料については各市町にお問い合わせください。

Q3-10 納税証明書は、発行後3か月以内の原本とされていますが、いつ時点のものを提出したらよいですか。

- 発行日から提出日までが3か月以内であるものを提出してください。

Q3-11 全額補助の条件は？

- 大学卒業後、薬剤師の免許を取得し、県内の対象施設に就職し、その後、5年間継続して従事することです。
- なお、対象施設の病院に就職した場合は、少なくとも3年間、県が策定する又は認めるプログラムに基づき、研修等を受講いただきます。

Q3-12 正規雇用からパート勤務に変更になった場合はどうなりますか？

- パート勤務など、正規雇用以外の雇用形態に変更となった場合は、補助金の交付は打ち切りになります。

Q3-13 交付対象期間中に離職した場合、それまでに受けていた補助金は返還する必要がありますか？

- 交付期間対象中に対象施設である病院・薬局を離職した場合には、それまでに受けていた補助金の全額又は一部返還を求める場合がありますので御留意ください。
- ただし、対象施設である病院を離職してすぐに別の対象施設である病院に就職する場合、及びQ 3-14 の場合については、補助は継続されます。その場合においても、県に速やかに報告をお願いします。

Q 3-1 4 同法人が経営する、対象施設である別の薬局に異動した場合、どうなりますか。

- 薬局が対象施設として登録されており、引き続き薬局の開設者が出捐に同意している場合に限り、補助は継続されます。

Q 3-1 5 振込口座は、ゆうちょ銀行の口座も利用できますか？

- ゆうちょ銀行口座が利用できます。
- ただし、ゆうちょ銀行の場合は、通帳に記載の口座番号と振込用口座番号が異なりますので、お近くの郵便局、又はゆうちょ銀行のホームページでご自分の振込用口座番号をご確認の上、口座番号をご記入ください。

Q 3-1 6 就職後、対象者が産前・産後休暇、育児休業その他の事由により、奨学金の貸与団体において奨学金の返還の期限の猶予が承認された場合の取り扱いは？

- 奨学金の貸与団体において承認された返還期限の猶予期間を上限に交付対象期間を延長します。
- その場合、要綱第 15 条に基づき、休業の旨の届書（様式第 5 号）を提出してください。

2 対象施設（病院・薬局）向け

（1）対象施設の登録

Q 4-0 1 毎年度、登録申込をする必要がありますか。

- 一度、対象施設の登録を受けた場合、再度申し込む必要はありません。
- ただし、登録事項の変更や登録を辞退されるときは、速やかに県に届出をお願いします。

Q 4-0 2 登録した場合、必ず採用募集をしなければならないのでしょうか。

- 対象施設に登録した場合であっても、必ずしも当該年度に募集を行う必要はありません。
- 対象者から問い合わせがあったとき、募集状況を伝えてください。
- なお、県が令和 5 年度に開設した「やまぐち薬剤師ネット」にも、募集状況を掲載しま

す。

Q 4-0 3 登録はいつまでに申し込めば良いですか？

- 随時申込は可能です。

Q 4-0 4 本社が県外にある事業者も対象施設になることはできますか？

- 法人所在地が県外にあっても、県内で病院や薬局を開設していれば対象施設になることができます。

Q 4-0 5 採用が内定後の薬学生に、本事業の申請を提出させても良いか？

- 提出は可能です。募集時期がありますので、注意して提出させてください。
- ただし、募集人数より申請者数が多い場合は抽選となりますので、認定を受けることができない可能性があります。

Q 4-0 6 対象施設の登録後、認定を受けた対象者に対して職場体験などをさせても良いですか？

- 構いません。

Q 4-0 7 要綱第 17 条第 1 号に「正規雇用で就職」とありますが、時短勤務を含みますか。

- 常勤（所定労働時間が週 32 時間以上）の職員として継続的に勤務していることが必要です。

Q 4-0 8 正規雇用で就業とありますが、同一開設者の対象施設と対象外の施設（例：へき地の薬局とへき地以外の薬局など）で兼務させても良いでしょうか？

- 兼務は可能ですが、対象施設の勤務が勤務時間の 1 / 2 を超えている必要があります。

（2）出捐（薬局のみ）

Q 5-0 1 登録したが、対象者の採用に至らなかった場合も出捐しなければならないのですか？

- 採用に至らなかった場合（対象者から内定辞退を受けた場合も含む）、出捐する必要はありません。

Q 5-0 2 出捐金の分割払いはできますか？

- できません。対象者を薬剤師として正規雇用した年度の次年度4月30日までに一括してお支払いをお願いします。

Q 5-0 3 いつまでに支払う必要がありますか？

- 県が発行する納入通知書を送付しますので、対象者を薬剤師として正規雇用した年度の次年度の4月30日までにお支払い願います。

Q 5-0 4 助成対象者を複数名採用した場合、出捐金はどうなりますか？

- 採用1人につき、その助成対象者の対象経費の1/2を基金へ出捐いただきます。

Q 5-0 5 採用した対象者が退職した場合、出捐金はどうなりますか？

- 対象者が離職した場合は、対象者の認定は取り消され、返還補助は打ち切りになります。出捐金の返還は原則として行いませんが、要綱第8条の但し書きにより、出捐金の全部又は一部を対象施設に返還します。

(3) 就業後

Q 6-0 1 対象者の就業後、何か事業者が行わなければならないことはありますか？

- 対象者に対して、就業後、毎年在職証明書を発行願います。
- また、対象企業の登録内容の変更等がありましたら、ご連絡ください。

Q 6-0 2 採用した対象者を県外勤務とした場合、補助金は交付されますか？

- 県外勤務となった場合は、対象者の補助金の交付は打ち切りになります。

Q 6-0 3 (薬局のみ) 採用した対象者を県外勤務させる場合、出捐金はどうなりますか？

- 出捐金の返還は原則として行いません。

Q 6-0 4 (薬局のみ) 採用した対象者を県内に異動させる場合、出捐金はどうなりますか？

- 異動先が、同一法人かつ対象施設に該当する場合は、法人が出捐を認める限り、補助金の交付は継続されます。